

2006年9月12日
税制調査会長 石 弘光

今後の税制改革についての議論に向けて

1. 税制調査会は、2003年10月に総理の諮問を受け、2004年6月に経済社会の構造変化の実像について分析を行った。それを踏まえ、各年度の税制改正に関する答申、金融所得課税、個人所得課税や新たな非営利法人に対する課税について基本的考え方をとりまとめる等、あるべき税制の具体化に向けた審議を進めてきた。これらを受け、年金課税の見直し、定率減税の縮減・廃止、所得税から個人住民税への税源移譲をはじめ様々な税制改正が実現された。さらに、本年7月には各税目の今後の検討課題を整理し、今後どのような点を議論すべきかについては、概ねコンセンサスが得られたと考える。

こうした中で、政府は、本年7月の「基本方針2006」において、歳出・歳入一体改革について、2011年度の基礎的財政収支の黒字化に加えて、2010年代半ばの債務残高GDP比の安定的な引下げという財政健全化の新しい目標を示した。また、歳入改革に関し、社会保障給付の安定財源確保、経済の国際競争力強化とその活性化、子育て支援策等の充実、地方分権を推進するための地方税源の充実といった中長期的にわが国税制に求められる課題を示した。こうした要請にこたえるため税体系全般にわたる抜本的・一体的な税制改革が必要になるとしている。

これから取り組まなければならない税制改革は、バブル崩壊を経験した後の21世紀最初の抜本改革となる。税制調査会は、今後、政府の提起した諸課題について、少子・高齢化、グローバル化、地方分権の進展等の経済社会の構造変化を踏まえた考え方を的確に示す必要がある。こうした状況においては、新内閣の下での次期税制調査会で、これまでの審議の成果を踏まえつつ、「基本方針2006」において新たに示された方針に沿って検討をさらに深めるべきと考える。そして将来最も適切なタイミングで答申をまとめることが、税制改革を進める上で有意義である。

2．わが国経済社会が大きく変革する中、税制は経済社会の基盤であり、中長期的な観点から考えるとともに、納税者にとって分かりやすいものでなければならない。今後、国民各層の声に耳を傾けながら税制改革について検討を深めるに当たり、その基本的な視点としては、「責任」、「安心」そして「活力」の三点が考えられる。

（将来世代に対する「責任」）

わが国の危機的な財政状況は、経済成長の阻害要因となるおそれがあるばかりか、将来世代へ重い負担を先送りする深刻な問題である。国・地方を通じてあらゆる分野で行財政改革を進め、徹底した歳出の削減・効率化を図るとともに、景気変動によるその時々々の税収の変動にとらわれず、制度として安定的な歳入構造を構築し、将来世代に対し責任ある対応をとらなければならない。

（「安心」できる社会）

高齢化の進展に伴い社会保障給付の増加が見込まれ、その持続可能性に対し多くの国民が不安を抱いている。こうした不安を払拭し、国民が安心して暮らせる社会を作るため、給付のあり方を検討するとともに、2009年度における基礎年金国庫負担割合の引上げへの対応を含め、必要な安定財源を確保し、負担の先送りをやめなければならない。その際、消費税をその財源として位置付けることについて、検討する必要がある。

いわゆる格差については様々な議論があるが、税制においても、必要なセーフティネットの財源を安定的に確保するとともに、社会保障制度と一体となって、税制の所得及び資産の再分配機能が的確に発揮されるように検討していく必要がある。

（経済社会の持続的な「活力」）

経済社会の活力を持続させるためには、財政や社会保障を持続可能なものにするとともに、個人や企業がその能力を最大限発揮できる環境を整備する必要がある。少子化・子育て問題については、総合的な政策対応が求められており、税制においても、子育て世帯への支援を効果的に行うことが重要である。また、今後ますます重要となっていく“民間が担う公共”の支援も大切である。

さらに、活力と個性のある地域社会の実現が求められている。地方公共団体が自らの責任と判断により地域のニーズに応じた行政サービスを適切に実施できるよう地方税を充実する等、地方分権の一層の推進を図る必要がある。

3．税制調査会は、「これまでの審議等を踏まえた主な論点」として、今後検討すべき項目を次のように整理してきた。

個人所得課税

- ・ 累進税率構造（最高・最低税率 等）
- ・ 各種控除（配偶者・扶養・給与所得控除 等）
- ・ 所得分類の見直し
- ・ 個人住民税（各種控除、現年課税 等）

金融所得課税の一体化（分離課税、税率、損益通算）

相続税・贈与税（課税ベース 等）

固定資産税（安定的な確保、負担水準の均衡化・適正化）

納税環境整備（納税者番号制度、申告納税の機会の拡充 等）

法人課税

- ・ 基本税率のあり方
- ・ 租税特別措置・非課税等特別措置の整理合理化・重点化
- ・ 減価償却制度（耐用年数、償却可能限度額・残存価額 等）
- ・ 多様な事業形態
- ・ 公益法人制度改革への対応（課税ベース、寄附金税制 等）
- ・ 地方法人課税（外形標準課税 等）

国際課税（租税条約、外国税額控除制度 等）

消費税

- ・ 税率構造
- ・ インボイス制度、中小特例措置
- ・ 税収の用途
- ・ 地方消費税

個別間接税その他

- ・ 酒税・たばこ税
- ・ 道路特定財源等のエネルギー関係諸税
- ・ 地球温暖化問題への対応

4．以上述べた、税制調査会におけるこれまでの審議の成果を活用し、今後、次期税制調査会での論議をはじめ国民的な議論が深められていくことを期待したい。